

千葉県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和8年3月27日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	石井茂隆
同	青山雅紀

7千総総第1074号

令和8年3月16日

千葉市監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴 様
同 石井茂隆
同 青山雅紀

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年度監査報告第11号、令和6年度監査報告第9号及び第11号並びに令和7年度監査報告第7号及び第9号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) アマノマネジメントサービス株式会社</p> <p>ア 【団体】 利用料金収入を適正に報告すべきもの</p> <p>【所管部局】 利用料金の徴収方法を整理すべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉県路外駐車場管理規則（昭和 58 年千葉県規則第 40 号）第 4 条第 1 項によると、利用料金は、使用者から自動車を出場させるときに徴収するとされている。</p> <p>しかしながら、月次報告書及び事業報告書を確認したところ、指定管理者の提案により導入しているプリペイドカードによる利用料金収入については、自動車を出場させる際の利用額ではなくプリペイドカードの販売額が収入として計上されており、規則で定められた徴収方法による利用料金収入と異なる額が報告されていた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>団体においては、規則に基づき徴収した利用料金収入を適正に報告されたい。</p> <p>また、所管部局においては、プリペイドカードによる利用料金収入の徴収方法を整理するとともに、必要に応じて規則改正等を行われたい。</p>	<p>【団体】</p> <p>改正後の規則に基づき徴収した利用料金収入を適正に報告した。</p> <p>【所管部局】</p> <p>路外駐車場における利用料金の徴収については、令和 8 年 2 月 17 日付けで、「千葉県路外駐車場管理規則」の改正を行い、徴収方法として、指定管理者が発行するプリペイドカードによる徴収について規定した。</p>